

令和2年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人ささえあいのまち創造基金（四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター) 市民文化部市民協働安全課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月18日

【公益財団法人ささえあいのまち創造基金】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク 会議室等のキャビネットが、固定されていない。地震対策の視点でチェックし、対応すること。	【 措置済 】 令和 3年 3月 1日 地震による転倒を防止するため、キャビネットを突っ張り棒で固定するなどの安全対策を講じた。

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク ① 垂直式救助袋の落下地点に木枝があったり、道路に木枝が張り出していたりする。仕様書に定める、適切な樹木の管理内容について、具体的に、実態を見て整理し、安全管理に支障が出ないよう、また近隣住民の迷惑にならないよう管理すること。	【 措置済 】 令和 3年 1月30日 垂直式救助袋の落下地点や道路に張り出していた木枝については、速やかに剪定を実施した。施設敷地内の樹木の生育状況については、指定管理者が行う日常点検において、利用者の支障とならないよう適正な管理に努める。

<p>② 建物内は、わかりやすいレイアウトに整備され、整理整頓も行われている。一方で、建物の外では、朽ち果てた百葉箱や使用していない植木鉢等、要不要が不明なものが放置されており、事故やいたづらを誘発する可能性のある状況がみられた。建物外の清掃、安全管理や整理整頓についても、指定管理者がすべきことについては、適切な管理を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 百葉箱、植木鉢等の不用品については、安全対策を講じたうえで、処分に向けて市と指定管理者で協議を行っている。また、安全管理の観点から、建物外の状況についても定期的に確認を行うよう徹底する。</p>
<p>③ 管理する樹木の中にキョウチクトウがあるが、キョウチクトウは毒性があるので、特に注意して管理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年11月26日 不用品については、市と指定管理者で協議を行ったうえで適切に処分した。今後も安全性確保のため、定期的な確認を実施し適切な管理に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 6月17日 安心して施設を利用していただけるよう、駐車場脇に植栽されているキョウチクトウについて伐採・伐根し、適切に処分した。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 非常時への備えについて【住民福祉の向上の視点】 非常時のための避難訓練は実施されているものの、大型の消火器や垂直式救助袋等の使い方を施設の職員が把握していない。非常時に使用する道具の使い方についても訓練し、非常時を想定したシミュレーションを行って、緊急時に即時に使えるようにしておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 2月 8日 パッケージ型消火設備・垂直式救助袋の使用訓練を、例年行っている避難訓練と併せて実施した。今後も避難訓練時に併せて実施し、施設の職員が緊急時に支障なく使用できるよう努める。</p>
<p>② 事業に要する費用の適切な支出について【法規性の視点】 業務に使用する車の燃料費について、個人の負担とならないよう、必要な費用については適切に支出すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月22日 指定管理業務に従事する職員に対し、業務に用いた分の燃料費については個人の負担とならないよう、適切に支出することを周知徹底した。</p>
<p>③ 多様な利用者への対応について【住民福祉の向上の視点】 手話や筆談、車いす等が必要な利用者や、外国人利用者への対応について、そのスキルを引き続き職員の間で共有していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 多様な利用者への対応について、啓発パンフレット等を用いて周知しているほか、さらなる接遇の向上のため、令和3年度中に講師を招いての研修を実施することとした。</p>

<p>④ 事業の周知について【有効性の視点】 地域のプレーヤーを育てるということは、市全体の力の底上げになるので、市民活動に意欲のある人のバックアップにぜひ引き続き力を入れてほしい。この事業がまだ広く周知されているとはいえ、特に施設から離れた場所に住む市民にはあまり届いていないので、よりいっそう周知に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 市民活動や生涯学習に関する相談事業、気軽に交流できるフリースペース等のさらなる周知を図るため、令和3年3月末にリーフレットを更新し、市内全地区市民センター等に配架を依頼した。今後も、引き続き広報紙やホームページを活用するなどして事業やイベントの周知に努める。</p>
--	--

リスク発現の可能性があるもの

特になし

【市民文化部市民協働安全課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク ① 事業収支報告について、職員用の茶葉にかかる費用が人件費に計上されていた。市は、事業報告の際に、適切な支出科目となっているか確認を怠らないこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 5月24日 改めて適正な科目で支出するよう指導を行うとともに、毎月のモニタリングの際に収支関係書類の抜き取り調査、支出科目の確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>② 防犯外灯等は指定管理業務の対象かなど、管理対象の整理が不十分なところが見受けられた。再度、指定管理の内容について精査すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 当該外灯については指定管理者が管理するものであるが、現在基本協定書に記載されていないため、基本協定書中の指定管理施設の概要に記載するなど、指定管理業務の対象である旨を明確にするよう改める。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月31日 令和4年度に締結予定である指定管理者年度協定書の設備内容等一覧において当該外灯を追記し、指定管理業務の対象である旨を明確にするよう改めた。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 指定管理における貸与備品の取扱いについて【合規性の視点】 市では、取得価格二万円未満であっても備品とする物品についての規定が変更となったが、協定書にはそれが反映されていない。協定書での備品の内容と、市の会計規則での備品との混同をさけるため、貸与品等に表記を改めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 5月12日 四日市市会計規則第115条第2項の規定に基づき、指定管理者と「四日市市なやプラザの管理に関する基本協定書にかかる備品についての覚書」を締結した。</p>
<p>② 不要となった備品の処分について【住民福祉の向上の視点】 旧式で、備品台帳から削除されたPCが廃棄されずに放置されていた。不要なものはすみやかに処分すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 不要なPCについては、令和3年度中の処分に向けてICT戦略課と調整を行っている。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月28日 ICT戦略課及び調達契約課と調整のうえ、不用備品の利活用及び処分要領に基づき、売却による処分を行った。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし